

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 5 月 2 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01378

研究課題名（和文）日仏における契約法のグローバル化と民法理論の変容に関する比較法的検討

研究課題名（英文）Globalization of contract law and transformation of civil law theory.

研究代表者

野澤 正充（Nozawa, Masamichi）

立教大学・法学部・教授

研究者番号：80237841

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：危険負担に基づく瑕疵担保責任は、所有権の移転に伴い危険が移転する、という所有者責任主義に依拠していた。しかし、債権法改正によって、売買の目的が特定物であるか不特定物であるかを問わず、危険は目的物の引渡しによって売主から買主に移転すると規定された（567条1項）。なぜなら、危険は目的物を事実上支配し、それを回避することができる者が負担すべきだからである。しかし、これに対しては、特に不特定物の売買について、引渡しではなく目的の特定によって危険が移転する（401条2項）、とのドイツ法的理解が対立することを明らかにした。今後は、この矛盾点と共に、売買契約における双務性と有償性の異同が課題となる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、民法（債権法）改正により、不特定物の特定による危険の移転を規定した旧534条2項が削除され、引渡しによる危険の移転を規定した567条1項の創設により、特定（401条2項）によっては危険が売主から買主に移転せず、その移転は特定物・不特定物を問わずに、引渡しによって行われることを明確にした。そして、この研究によって、契約法のグローバル化の時代に相応しい、新しい民法典のあり方を示したものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：Guarantee for defects based on the burden of risk was based on the owner's responsibility principle, in which risk was transferred with the transfer of ownership. However, the amendment of the Law of Obligations stipulates that the danger is transferred from the seller to the buyer by delivery of the object, regardless of whether the purpose of the sale is a specific or unspecified item (Article 567, Paragraph 1). This is because danger should be borne by those who effectively control the object and are able to avoid it. However, this idea is contrary to the German legal understanding that danger is transferred by specifying the purpose rather than delivery (Article 401(2)), especially in the case of the sale of unspecified goods. In the future, we need to examine this contradiction and study the difference between bilateral and paid in sales contracts.

研究分野：民法

キーワード：瑕疵担保責任 契約不適合責任 危険負担 不特定物の特定 危険の移転 債権法改正 特定物のドグマ ヴィーン売買条約

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 契約法のグローバル化

20世紀の終わりから21世紀の初めにかけて、取引市場のグローバル化を背景に、ヨーロッパでは、契約法を国際的に統一しようとする動きが活発化した。その代表的なものは、1980年のウィーン売買条約(国際物品売買契約に関する国連条約)とユニドロワ国際商事契約原則(UNIDROIT - 1994年、2004年、2010年)である。そして、このような契約法統一の動きに歩を合わせて、ヨーロッパの各国は、債権法の改正に着手した。とりわけ、2002年に施行されたドイツ民法(債権法)の改正は、ウィーン売買条約等の規律を取り込み、契約法のグローバル化を図るもので、わが国の民法(債権関係)の改正にも大きな影響を及ぼしている。また、フランスでは、2016年2月10日に、オルドナンスによる債務法の改正法が施行された。この改正法では、コース(原因)が契約の有効要件から削除され、フランス民法も、伝統的な理論からの脱却を試みている。

(2) ローマ法の諸原則の放棄

ところで、契約法のグローバル化という新たな潮流の中で、ローマ法以来の伝統的な民法理論が失われつつあることも事実である。例えば、上記のフランス民法典におけるコースの理論もその1つである。そして、わが国の債権法改正では、ローマ法以来の法格言である「何人も不能な債務に拘束されない」(Impossibilium nulla obligatio est.)、および、「物の滅失は所有者の責任に帰する」(Res perit domino)が否定された。すなわち、改正前民法には明文がないものの、判例および学説は、「何人も不能な債務に拘束されない」(Impossibilium nulla obligatio est. = A l'impossible nul n'est tenu.)というローマ法以来の法格言に従い、履行が契約の成立前から不能(原始的不能)である場合には契約は無効となり、また、契約の成立後に不能(後発的不能)となった場合には当該債務が消滅する、と解してきた。とりわけ、「原始的に不能な契約は無効である」との命題は、学説によって当然のものとなされ、判例もこれを一般論として認めてきた。これに対して、改正法は、原始的に不能な契約であっても有効であるとし、債権者は、債務不履行の規定(415条)に従い、「その履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない」とする(新412条の2第2項)。また、「債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能」(後発的不能)であるときも、「債権者は、その債務の履行を請求することができない」だけで、債務そのものは消滅しないとした(同1項)。また、危険負担については、「物の滅失は所有者の責任に帰する」(Res perit domino)との法格言を否定し、目的物の引渡しを基準時として、目的物についての危険が売主から買主に移転することを明らかにした(567条1項前段)。この567条1項前段は、危険負担における債権者主義(旧534条)を変更する、重要な規定である。

(3) 債権法改正における課題

上記の諸原則の放棄はいずれも、契約法のグローバル化に伴う変化である。そして、その影響は小さなものではない。とりわけ、は、危険負担や契約解除権、さらには代金減額請求権の法的構成にも影響を及ぼし、他国にない制度を設けることとなった。また、は、不特定物の特定によって危険(給付危険)が移転する、民法401条2項と緊張関係に立つものである。そこで、これらの原則の債権法改正による修正について、その当否も含めて検討し、今後の民法の基礎理論のあるべき姿ないし将来像を明らかにすることが本研究の課題である。

2. 研究の目的

本研究は、フランスにおける債務法改正と対比しつつ、日本の民法(債権関係)の改正を、これによって失われたローマ法の原則から再評価するものである。すなわち、「何人も不能な債務に拘束されない」(Impossibilium nulla obligatio est.)、および、「物の滅失は所有者の責任に帰する」(Res perit domino)は、改正後のフランス民法典においてもなお維持されている。そこで、この2つの法格言を否定した日本の債権法改正は、どのような理念に基づき、いかなる方向を目指しているのかを明確にすることを目的としている。

3. 研究の方法

(1) 指標の確立

日仏を含む世界の民法典における契約法のグローバル化を測るための重要な指標の1つは、瑕疵担保責任をどのように規律するかである。なぜなら、瑕疵担保責任は、ローマ法を継受した大陸法に特有の制度であり、英米法には存在せず、契約法をグローバル化するためには、これを債務不履行責任に一元化して、英米法系の企業も利用しうるものとしなければならないからである。そして、私見によれば、瑕疵担保責任の本質は危険負担制度にあると考えられる。そこで、研究の方法としては、売買目的物の滅失または損傷(瑕疵を含む)という危険が、どの時点で売主から買主に移転するかを明らかにし、その考え方の、債権法改正の前後における変化を検討することによって、契約法のグローバル化の度合いを測ることができると考える。より具体的には、次の3つの選択肢が考えられる、すなわち、危険が 目的物の所有権の移転に伴って買主に移転する(フランス)のか、 特定によって移転する(ドイツ)のか、あるいは、 目的物の引渡し

によって移転する(グローバル・スタンダード)のか、という選択肢である。そして、債権法改正が選択したのは、この3つのうちどれか、ということをはっきりとすれば、契約法のグローバル化の度合いが明らかになると思われる。

(2) 他国の法制度との比較

本研究は、上記のフランス法(ドイツ法)のみならず、ヨーロッパ大陸法をモデルとした東南アジアの諸法制をも視野に入れていた。すなわち、これまでも、瑕疵担保責任の債務不履行責任への一元化という指標を手がかりの1つとして、東南アジアの民法典や民法草案のグローバル化を測定してきた(平成28年度基盤研究(C)「契約法のグローバル化と日仏東南アジアにおける債権法改正の比較法的検討」)。そこで、本研究では、ヨーロッパの法制度とともに、東南アジアの民法典の制定も、比較の対象として検討した。

もっとも、本研究の実施期間中は、コロナ禍の影響により、海外調査をすることができず、実際の研究方法としては、文献調査に止まっている。

4. 研究成果

(1) 債権法改正の考え方

改正前民法の瑕疵担保責任(旧570条)に関する伝統的な法定責任説は、原始的一部不能論と特定物のドグマを論拠に、その適用領域を特定物の売買に限定していた。すなわち、不特定物(種類物)の売買においては、売主は完全な物を給付すべき債務を負い、給付した物に瑕疵があれば、買主は売主に対して債務不履行責任を追及することができる。これに対して、特定物の売買において契約締結前から目的物に隠れた瑕疵があるときは、債務の履行が部分的に不可能(原始的一部不能)であり、売主は瑕疵のない完全な物を給付する義務を負わない。それゆえ、売主が契約で定められた物を給付すれば、たとえ瑕疵があっても債務の履行は完了し、債務不履行の問題を生じる余地はない(特定物のドグマ)。しかしそれでは買主が、売買代金に見合うだけの品質を有した物の給付を受けられないことになる。そこで570条は、売買の有償性に鑑み、瑕疵を知らなかった買主の利益を保護するために、法が特に認めた責任であるとした。

債権法改正は、この原始的一部不能論と特定物のドグマを前提とする法定責任説を明確に否定し、瑕疵担保責任を債務不履行責任に一元化した。すなわち、一方では、前述のように原始的不能の契約が有効であるとし(新412条2の第2項=「何人も不能な債務に拘束されない」という原則の放棄)、他方では、引き渡された目的物が、種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主が売主に対して、目的物の修補等の履行の追完を請求することができるとした(新562条1項=特定物のドグマの否定)。そして、契約不適合責任の規定に、次のような危険負担の規定を置いた。すなわち、売主が買主に目的物を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失または損傷したときは、買主は、その滅失・損傷を理由として4つの救済手段(追完請求権・代金減額請求権・損害賠償請求権・解除権)を行使することができないとした(567条1項前段)。この規定の反対解釈によれば、目的物の引渡しを基準時として、目的物についての危険が売主から買主に移転することが明らかである。そして、契約不適合についても、それが隠れているか否かを問わずに引渡し前に生じたものであれば、目的物の引渡し後にその不適合に気付いた場合にも、買主は、売主に対して、4つの救済手段を行使することが可能である。この新しい567条1項前段は、危険負担における債権者主義(旧534条)を変更する、重要な規定であり、ウィーン売買条約の規律にも合致するものであると考えられる。

(2) ドイツ法とグローバル・スタンダードとの緊張関係

上記の567条1項によれば、目的物の引渡しによって危険が移転するものの、不特定物の売買においては、引渡しの前に目的物が特定していることが要求される(同項括弧書)。しかし、種類債権における目的物の特定(401条2項)は、それ自体が危険の移転を効果とするものであった(旧534条2項)。そこで、不特定物の売買の場合には、目的物の特定によって危険が移転するのか、引渡しによって危険が移転するのか、仮に後者であるとすれば、種類債権の特定にはどのような意味があるのか、ということが問題となる。

この問題について、有力な見解は、567条1項が定められても、401条2項による特定の効果は変わらないとする。すなわち、目的物の引渡しよりも前に特定がなされれば、その特定によって危険(給付危険)が買主に移転するとし、その結果、特定後・引渡前に、目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失した場合において、それによって引渡債務が履行不能となったときは、買主は代替物の引渡しを請求できない(412条の2第1項)とする。この帰結は、不特定物が特定によって当初からの特定物とほぼ同様になることを重視し、両者を通じて履行不能の規律によるべきであるとの理解に基づく。この見解は、ドイツ民法に特有の規定である401条2項を、グローバル・スタンダードに優先するものである。

しかし、不特定物の特定による危険の移転を規定した旧534条2項が削除され、引渡しによる危険の移転を規定した567条1項の創設により、特定(401条2項)によっては危険が売主から買主に移転せず、その移転は特定物と不特定物とを問わずに、引渡しによって行われる、と解すべきである。なぜなら、危険は、その物を事実上支配し、危険を回避することができた者が負担すべきである。にもかかわらず、不特定物の特定によって危険が移転し、その引渡前に目的物が滅失した場合に買主がその危険を負わなければならないとすれば、未だ目的物を事実上支配していない買主に、重い負担を負わせるものとなるからである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 7件）

1. 著者名 野澤正充	4. 巻 107
2. 論文標題 瑕疵担保責任の比較法的考察(10・完)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 立教法学	6. 最初と最後の頁 122・162
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 野澤正充	4. 巻 107
2. 論文標題 有償契約における代金額の決定(3)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 立教法学	6. 最初と最後の頁 163・181
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 野澤正充	4. 巻 108
2. 論文標題 有償契約における代金額の決定(4)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 立教法学	6. 最初と最後の頁 125・158
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 野澤正充	4. 巻 105
2. 論文標題 瑕疵担保責任の比較法的考察(8)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 立教法学	6. 最初と最後の頁 134頁・171頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 野澤正充	4. 巻 106
2. 論文標題 瑕疵担保責任の比較法的考察(9)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 立教法学	6. 最初と最後の頁 207頁・233頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 野澤正充	4. 巻 104
2. 論文標題 瑕疵担保責任の比較法的考察(7)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 立教法学	6. 最初と最後の頁 1,41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Masamichi Nozawa	4. 巻 13
2. 論文標題 Les adages rejetes par la reforme du droit des obligations au Japon.	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Journal of japanese law	6. 最初と最後の頁 31,38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 野澤正充	4. 巻 2422号
2. 論文標題 契約の基本原則・契約の成立・危険負担	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 123・128
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野澤正充	4. 巻 13号
2. 論文標題 民法典編纂の意義と課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 立教法務研究	6. 最初と最後の頁 66・73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計5件

1. 著者名 野澤正充	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 604
3. 書名 契約法の新たな展開	

1. 著者名 野澤正充	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 336
3. 書名 契約法 第3版	

1. 著者名 Gert Straetmans	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 561
3. 書名 Information obligations and disinformation of consumers.	

1. 著者名 野澤正充	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 347
3. 書名 債権総論	

1. 著者名 野澤正充	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 319
3. 書名 事務管理・不当利得・不法行為	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------